

議案第 98 号

瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 4 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

一般職の任期付職員の期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成 29 年条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100 分の 115」を「100 分の 105」に、「100 分の 155」を「100 分の 150」に、「100 分の 120」を「100 分の 110」に、「100 分の 165」を「100 分の 160」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和4年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年3月に支給する期末手当の額は、改正後の第5条において適用する瑞穂町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）第16条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の15」とする。

瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第4条 略</p> <p>(特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用)</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する瑞穂町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号。以下「給与条例」という。)第2条第1項、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第23号。以下「任期付職員採用条例」という。)第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「第10条の2の規定に基づき指定する職員」とあるのは「第10条の2の規定に基づき指定する職員又は任期付職員採用条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第16条第2項中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p> <p>第6条及び第7条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u> <u>ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u> <u>(令和4年3月に支給する期末手当に関する特例措置)</u></p> <p>2 <u>令和4年3月に支給する期末手当の額は、改正後の第5条において適用する瑞穂町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)</u></p>	<p>第1条から第4条 略</p> <p>(特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用)</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する瑞穂町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号。以下「給与条例」という。)第2条第1項、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第23号。以下「任期付職員採用条例」という。)第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「第10条の2の規定に基づき指定する職員」とあるのは「第10条の2の規定に基づき指定する職員又は任期付職員採用条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第16条第2項中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>第6条及び第7条 略</p>

第16条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の15」とする。